

○後志広域連合一般職非常勤職員の勤務時間等に関する要綱

〔平成22年 3 月 9 日〕
要綱第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、後志広域連合一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成21年後志広域連合規則第 2 号）に定めのあるもののほか、各課の一般事務に従事する一般職非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の勤務時間、職務等について必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務日、勤務時間等)

第 2 条 非常勤職員の 1 週の勤務日は月曜日から金曜日までとし、1 日の勤務時間は、午前 8 時 45 分から午後 4 時までとする。ただし、金曜日の勤務時間は、午前 8 時 45 分から午後 3 時 45 分までとする。

2 非常勤職員の休憩時間は、午後零時から午後 1 時までとする。

3 所属長は、前 2 項の規定により難いときは、別に勤務の割り振りを行うことができる。

(勤務を要しない日)

第 3 条 非常勤職員の勤務を要しない日は、1 週間の勤務日を除いた日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）並びに 12 月 31 日から翌年の 1 月 5 日までの日（祝日法による休日を除く。）とする。

(職務)

第 4 条 非常勤職員の職務は、次に掲げる業務のうち、各所属長が定める業務とする。

(1) 所属長の指示を受けた総務事務一般に関すること。

(2) 所属長の指示を受けた国民健康保険業務に関すること。

(3) 所属長の指示を受けた介護保険業務に関すること。

附 則

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。